

改正

平成21年7月10日訓令第18号

平成24年6月25日訓令第5号

平成25年8月30日訓令第5号

平成27年3月2日訓令第2号

清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市が発注する公共工事等の適正な履行を確保するため、清須市契約規則（平成17年清須市規則第50号）第5条第3項の規定により、入札参加資格者名簿に登録された者の指名停止の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 清須市における入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 工事等 建設工事、業務の委託、物品の製造、物品の購入等をいう。
- (3) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。

(指名停止の要件及び期間)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に掲げるところにより、期間を定め指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、指名停止の期間は、3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）

について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって、指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間については、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間（2年を超えるときは2年）とする。ただし、別表第2第1号に定める期間を除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 3 指名停止すべき事案について特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の変更)

第6条 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪

質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第7条 指名停止期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明かであると認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除する。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第8条 第3条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下同じ。）が、談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 本市又は他の公共機関の職員が、公の競売若しくは入札の妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名の取消し)

第9条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名をしているときは、必要に応じて当該指名を取り消すことができる。

(指名停止の通知)

第10条 市長は、第3条若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第6条により指名停止の期間を変更し、又は第7条の規定により指名停止の解除をしたときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（第1号様式）、指名停止期間変更通知書（第2号様式）又は指名停止解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合は、必要に応じて改善措置の報告を求めるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、建設工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、文書又は口頭で警告又は注意を喚起することができる。

(関係機関への連絡)

第14条 指名停止等、指名停止の期間の変更又は指名停止等の解除を行ったときは、その旨を関係各課の長に通知する。

(記録)

第15条 指名停止等、指名停止の期間の変更又は指名停止等の解除を行ったときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

(参考意見の聴取)

第16条 市長は、この訓令の運用に関し、清須市指名業者選定委員会の意見を聴取することができる。

附 則

この訓令は、平成17年7月7日から施行する。

附 則 (平成21年7月10日訓令第18号)

この訓令は、平成21年7月10日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日訓令第5号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日訓令第5号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月2日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

清須市内において生じた事故等の措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 市が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札に係る調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(粗雑公共工事等)</p> <p>(2) 市と締結した契約に係る工事等(以下この表及び別表第3において「市発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(3) 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において、「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(6) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>(7) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であ</p>	<p>当該認定をした日か</p>

<p>ったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(8) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>ら2週間以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>
--	--

別表第2 (第3条関係)

贈賄の措置基準

措置要件	期間
<p>(1) 次に掲げる者が、本市の職員に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の使用人でアに掲げる者以外のもの（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から24月</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から24月</p>
<p>(2) 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から3月以上9月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から1月以上3月以内</p>

別表第3 (第3条関係)

不正行為等の措置基準

措置要件	期間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(1) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から18月以上24月以内</p>
<p>(公の競売若しくは入札の妨害又は談合)</p> <p>(3) 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が公の競売若しくは入札の妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(4) 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、公の競売若しくは入札の妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から12月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から18月以上24月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(6) 市内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(7) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(8) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等(有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。)をいう。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

<p>が、禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>(その他重大な事案)</p> <p>(9) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>市長が定める期間</p>

第1号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長

印

指名停止通知書

下記のとおり指名を停止したので、通知します。

記

- 1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 指名停止の理由

第 号
年 月 日

様

清須市長



指名停止期間変更通知書

年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を
通知したところですが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので、通知し
ます。

記

- 1 変更前の指名停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 変更後の指名停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 指名停止期間変更の理由

第3号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



指名停止解除通知書

年 月 日付け第 号をもって貴 〇〇〇〇の指名停止を行った旨を
通知したところですが、この度当該指名停止を解除したので、通知します。

記

指名停止解除の理由